

商工業者の事業継続を支援します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者の商工業者に対して、支援策を実施します。各制度の申請方法など、詳しくはホームページをご覧ください。



① 利子補給

熊本県金融円滑化特別資金制度を利用して融資を受けた場合の利子分の補給支援を行います。

- ◆補給額・期間 融資実行日から5年間で支払った利子全額
(令和2年3月2日以降の融資受付分から適用)
- ◆支払方法 毎年1月から12月までの利子支払い額を翌年3月に実績払い
- ◆利用申込 融資を受けた後、30日以内に申込み

② 商工業事業継続応援金

商工業者の事業継続を後押しするための応援を行います。

- ◆対象者 令和2年1月から12月までのうち、ひと月の売り上げが前年同月比で30%以上減少した商工業者
- ◆応援額 個人事業者 10万円 法人 20万円
- ◆申請期限 令和3年1月15日(金)

③ 事業所休業等応援金

県からの要請や依頼を受け、令和2年4月22日から5月6日までの期間内に休業や営業時間の短縮を実施した商工業者の応援を行います。

休業応援金

- ◆対象者 期間内で5日間以上休業した商工業者
- ◆応援額 10万円
- ◆申請期限 令和2年6月30日(火)

営業時間短縮応援金

- ◆対象者 期間内で5日間以上営業時間の短縮を実施した商工業者(食事提供施設)
- ◆応援額 5万円
- ◆申請期限 令和2年6月30日(火)

*対象となる商工業者は、町内で3か月以上継続して事業を営んでいる中小・小規模事業者で、法人は本社が町内に、個人事業者は町内に主たる事業所を有し、町税などの滞納がなく、反社会的勢力者との関わりがない事業者です。

☎ 宮原振興局 地域振興課 地域振興係 ☎0965-62-2315

熊本県中小企業者向け支援策ガイドブック

県では、中小企業者向けに、経営等相談窓口や各種融資・補助制度、雇用関係の助成金などをまとめたガイドブックを作成しています。詳しくは県のホームページをご確認ください。

☎ 県商工政策課 ☎096-333-2313



特別定額給付金

新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策として、おひとりにつき10万円が給付されます。

- ◆給付対象者 基準日(令和2年4月27日)時点で、住民基本台帳に記録されている人
※年齢や国籍を問わず、上記に該当する全ての人が10万円の給付対象者です。
- ◆給付額 給付対象者1人につき10万円
- ◆申請者(受給権者) 給付対象者の属する世帯の世帯主
世帯主がご家族の分をまとめて申請します。
【例】令和2年4月27日時点で5人家族の場合
世帯主が家族5人分を申請し、給付金50万円が世帯主名義の口座に振り込まれます。
- ◆申請期限 令和2年8月18日(火)

- ◆申請方法 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、給付金の申請方法は、原則として「郵送申請方式」か「オンライン申請方式」のいずれかになりますが、総務課および宮原振興局地域振興課でも受付を行います。

郵送申請方式

- ① 役場から申請書が届きます
申請書は5月13日(水)に世帯主(受給権者)宛てに送付しています。
- ② 申請書を郵送にて役場に提出
届いた申請書に必要事項を記入し、
①本人確認書類(免許証、保険証の写しなど、いずれか一つ)
② 振込先口座の確認書類(通帳やキャッシュカードの写しなど、いずれか一つ)を同封の返信用封筒に入れて役場へ郵送。

オンライン申請方式

- ① 専用サイトにアクセス
専用サイト「マイナポータル」にアクセス。
利用には世帯主(受給権者)のマイナンバーカードが必要です。
- ② 専用サイトで申請
申込内容を入力後、振込先口座の確認書類(画像)をアップロードし、マイナンバーカードによる電子署名で本人確認。
※マイナンバーカード受取り時に設定した暗証番号やICカードリーダーなどが必要です。



- ③ 世帯主(受給権者)が受給
申請書受付後、1週間程度で指定された口座に振り込まれます。

特別定額給付金を装った詐欺にご注意ください!

- 役場や総務省などがATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- 役場や総務省などが「特別定額給付金」のために、手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

【お問い合わせ先】 総務課 行政係 ☎0965-52-7111